

事務連絡  
令和3年5月7日

各都道府県  
財政担当課 } 御中  
地方創生担当課 }

国税庁課税部酒税課

飲食店等に対する休業要請に伴い影響を受ける酒類販売業者等への  
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行っています。

各地域における中小企業支援については、令和3年4月30日付内閣府地方創生推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱いについて」を受け、当庁としても同日付の事務連絡において、各地域の実情に応じて、酒類販売業者等に対する積極的な支援をお願いしていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態措置を実施すべき区域の追加や、実施すべき期間の延長等が行われており、これら延長等の措置により、飲食店等へ酒類を納入する酒類販売業者等（酒類製造業者を含む。）においては、更に経営に甚大な影響を受けることが考えられます。

このような状況も踏まえ、令和3年5月7日付内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（大規模施設等に対する協力金等）」のとおり、酒類の提供停止を伴う時短要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金（売上減少額を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月）について、都道府県が、その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）や売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援を行うこととされました。

つきましては、地方創生臨時交付金の事業者支援分に加え、協力要請推進枠の活用も併せて検討いただき、各地域の実情に応じて酒類販売業者等に対し積極的に御支援いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

(連絡先)

国税庁 課税部 酒税課

清水・反町

03-3581-4161 (内線 3734・3306)